

(記者資料)

平成 28 年 7 月 20 日 (水)
問合せ先 : 経済部 農林業振興課
担当 : 課長 泉水 英一
電話 : 0436-36-4187

市原市鳥獣被害対策実施隊の設置について

近年、市内では、イノシシによる被害地域が急速に拡大しています。
現在、市では、猟友会による市内全域での捕獲と、90 町会による地域ぐるみの捕獲を実施しています。このたび、地域ぐるみの取り組みをさらに強化するため、市原市鳥獣被害対策実施隊を設置し、地域での被害対策の指導や支援を行います。

1 経緯

本市では、猟友会員の高齢化や農村集落の過疎高齢化が進行し、被害対策の担い手が不足したため、平成 21 年度から、被害町会との協働による有害獣の捕獲を開始しています。

捕獲に取り組む町会については、平成 21 年度の 17 町会から、平成 27 年度には約 5 倍の 90 町会と増加し、イノシシの捕獲頭数も平成 21 年度の 186 頭から、平成 27 年度は約 11 倍の 2106 頭に急増してきています。

しかしながら、被害地域が拡大しており、地域により住民の意識や技術に格差が生じているため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成 19 年法律第 134 号)に基づき、新たな被害対策の担い手として、「市原市鳥獣被害対策実施隊」を設置しました。

2 内容

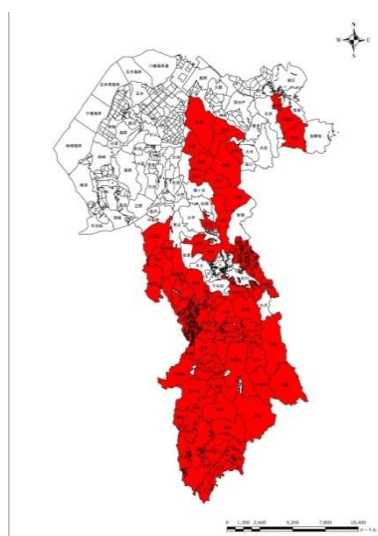
- (1) 職務
 - ・地域住民と連携した被害防止施策の推進に関すること
 - ・被害防止施策の技術の向上及び普及の指導に関すること
 - ・その他被害防止施策に関すること
- (2) 隊員 16 人 (地域の意欲ある市民)
- (3) 任期 3 年

3 今後の予定

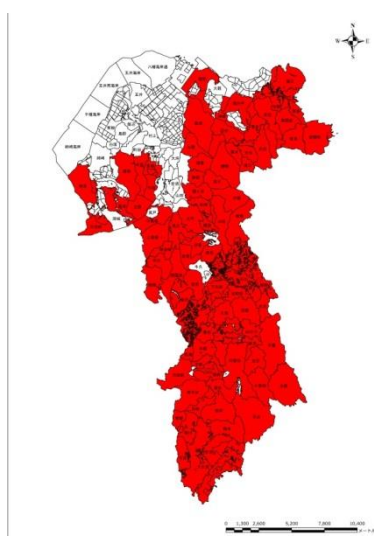
実施隊員の任命式を 7 月 28 日 (木) 午後 2 時から市長特別応接室で行います。本市が契約を締結している有害獣対策アドバイザーによる研修を経て、8 月から活動を開始し、今後、新たな実施隊員の発掘も行っていきます。

【参考】

イノシシの生息区域の推移

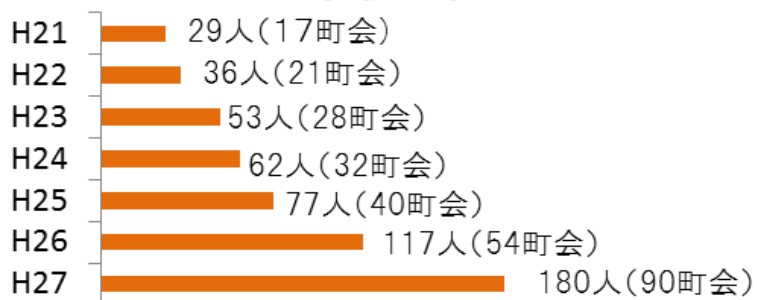


平成 22 年度

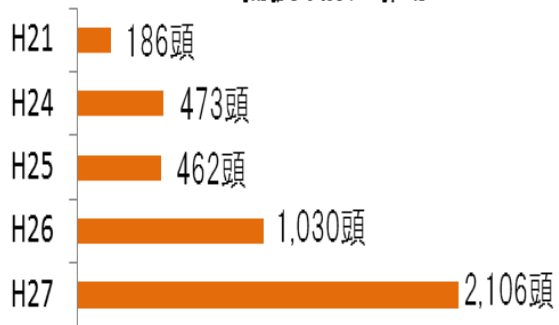


平成 27 年度

町会捕獲従事者数



イノシシ捕獲頭数の推移



有害獣被害額の推移

